

「第 31 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：令和元年 11 月 18 日(月曜日) 19:00～21:04

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 石河琵琶湖環境部長、中村参与、三橋最終処分場特別
対策室長、小野室長補佐、藤原主幹、駒井主査、金崎
主任技師、小形主任技師、井上主事、田中主事

※コンサル 4 名

※二次対策工事業者 2 名

(栗 東 市) 藤村副市長、殿村環境政策課長、武田課長補佐、矢間
主幹

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニュー
ハイツの各自治会から計 13 名

(県議会議員) 0 名

(市議会議員) 田中市議、里内市議

(傍 聴) 1 名

(報道機関) なし

(出席者数 36 名)

司会：それでは、定刻となりましたので、ただいまから第 31 回旧 RD 最終処分場問題連絡協議会を開会いたします。

開会に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の石河よりご挨拶申し上げます。

部長：皆さん、こんばんは。琵琶湖環境部長の石河でございます。本日は夜分お疲れのところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本年度第 3 回目となります連絡協議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は次第にお示しさせて頂いていますように、大きく 5 つの項目がございまして、まずは前回の開催結果について確認をさせて頂きまして、次に二次対策工事等の進捗状況について報告をさせていただきます。予定をしておりました廃棄物土の掘削が完了したということで、最後の地山状況の確認となりましたが、E 工区の上流部につきまして 10 月 11 日に現場説明会を開催させて頂きました。あわせて廃棄物掘削の E 区画の施工状況もご確認いただきました。台風が接近する中、多くの方に参加して頂きまして、まことにありがとうございます。後ほど改めて詳しく状況を報告させていただきます。

次に、今年度 2 回目のモニタリング調査の結果について報告をさせていただきます。今回も観測値に大きな変動は見られませんでした。現在、遮

水工事が概ね完成したということで、今後の水質の変動を注意深く見ていきたいと思っています。また、家庭系ごみの影響についての 2 回目の水質結果は、地下水水質基準を超えるものはございませんでした。これも後ほど詳しく報告させていただきます。

その次に、引き続き二次対策工事後のモニタリング調査計画について御協議をお願いいたします。これまで協議させて頂いたところにつきまして、今回見直したところ、それから引き続き協議をお願いしたいところというようなところを整理させていただきました。これも後ほど詳しく説明をさせていただきます。

そして最後に、前回の協議会から当面の敷地管理について議論を始めさせて頂いたところです。二次対策工事も残すところ覆土工事が中心となりまして、来年度には予定どおり工事を完了できる目処がつかしました。今後その各施設の点検とか維持管理、それから水処理施設の保守などについてご協議をお願いしたいと思います。

いずれにしても今まで同様、皆様としっかりと情報を共有して、ご意見をしっかりと伺いしながら着実に二次対策工事進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

司会：続きまして、今回から本協議会の構成員となりました栗東市の藤村副市長よりご挨拶申し上げます。

副市長：皆さん、改めましてこんばんは。本当にお疲れのところ、出にくいお時間にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今もご紹介いただきましたように、先の協議会において構成員としてお認め頂きましたので、本日から出席をさせていただくことになりましたので、どうかよろしく願い申し上げます。

本当に周辺 6 自治会の皆様につきましては、長きにわたってのご負担、ご苦勞をいただいていること本当に申し訳なく思っておりますし、しっかりとモニタリング結果を見ながら、県の皆さんと連携をさらに深めながらというものの中で、しっかりと安心安全に原形に戻るようという部分で思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

司会：本日の司会進行は、私、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室の井上が担当致します。どうぞよろしくをお願いいたします。

議事に入ります前にあらかじめ 2 点お断りをさせていただきます。

まず 1 点目ですが、この会議は旧 RD 最終処分場問題にかかわる周辺 6 自治会の皆様と県および市の意見交換の場でございますので、会議中、傍聴の方からの発言はお受けをしないこととしております。

また、会場の使用時間の関係で、会議は最長でも 21 時 30 分までとさせていただきます。そのため議事の進行状況によりましては、議題の途中で

も次の議題に進むことがございます。本日の議題は 5 題を予定しております。円滑に進行ができますよう、皆様の御理解をお願いいたします。

以上 2 点でございます。よろしくをお願いいたします。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。大きく分けて二つございます。

まず始めに、本日お配りをいたしましたクリップ等で留めていない資料が 3 種類ございます。

最初に資料 1、第 30 回連絡協議会の開催結果の当日配布版でございます。こちら右上に当日配布というふうに書いております。説明の際は、こちらを使いますので、こちらをご覧ください。

次に資料 3、令和元年度第 2 回モニタリング調査結果についての当日配布版でございます。こちらにつきましては、図面から始まっているかと思うんですけども、別途クリップ止めをしました資料の中に資料 3 がございまして、その追加という位置づけで、その後ろにつけていただくようお願いをいたします。また、説明の際にもその点、お話しさせていただきたいと思っております。

それからもう一枚、栗東市からの資料がございます。右上に栗東市資料と書かれたものでございます。

それからもう一つ、左上クリップ留めをした資料がございます。こちらに 7 種類入っております。

まず一番最初の次第、一枚物、それから続きまして資料 1、第 30 回連絡協議会の開催結果ですが、こちらにつきましては先ほどお話しいたしましたとおり、当日配布版のほうをご覧ください。

次に、資料 2、工事等の進捗状況について、次に資料 3、令和元年度第 2 回モニタリング調査結果について、次に資料 4、二次対策工事後のモニタリング調査計画について、次に資料 5、当面の敷地管理について（案）、最後に旧 RD 最終処分場問題連絡協議会設置要綱の改正版でございますが、こちらにつきましては、今し方、副市長からお話がありまして、前回の連絡協議会でお諮りいたしましてご了解いただきました改正を反映しております。裏面でございます別表協議会構成員の栗東市の部分に副市長を加えておりますので、ご確認ください。

資料は以上です。資料が足りない方はいらっしゃいませんか。会議の途中でも資料の落丁、乱丁等ございましたらお知らせください。また、会議中は前方のスクリーンでお手元と同じ資料を表示しながら説明をいたしますので、適宜お手元の資料とスクリーンをご覧ください。

それでは、議事に入らせていただきます。まず議事 1、前回の開催結果につきましてご説明いたします。

室長補佐：皆さん、ご苦労さまでございます。小野と申します。よろしく願いします。ちょっと座って説明させていただきます。

開催結果の説明は一つ一つ読み上げてさせていただきます。クリップ止めで資料 1 のほうにあったのですが、少し要約し過ぎたというところもございまして、もう少し詳しく書き直したというところもございましたので、本日配布の資料をご覧くださいと思います。

では、説明させていただきます。まず最初に、旧 RD 最終処分場問題連絡協議会設置要綱の別表の改正についてですが、栗東市役所・藤村副市長を第 30 回連絡協議会の構成員として追加することについて協議会です承され、設置要綱の別表を改正し、次の連絡協議会で配布することとしておりました。

続きまして、一つ目の前回の開催結果の確認についてです。これについては特に意見はございませんでした。

続きまして、二つ目の工事等の進捗状況についてです。

まず一つ目が安定器は 569 個出てきて、高濃度のものもある。掘削してない他の場所にもあるのではないかと。今後容器が腐って溶け出してきたら住民は不安である。これに対しまして、掘削をしていない他の場所からも出てくる可能性はありますが、PCB については過去のボーリング調査の結果、場外に流出していないことを確認しております。二次対策工事では遮水工や有害物掘削除去を行い、工事後のモニタリングにより確認すると回答しております。

続きまして、有害物掘削除去工が 11 月に完了し、対策工事も終わりが見えてきたが、これまで対策工事による支障や被害はなかったと考えてよいかという意見がございました。これに対しましては、対策工事の実施中は地下水のモニタリングや周辺環境の常時監視を行っており、特に支障や被害は出ていないと考えているというふうに回答させて頂いております。

続きまして、その回答、上記を踏まえて、我々は有害物を掘削除去するよう求めたが、当時の部長や知事は二次被害をもたらすからできないと発言した。実際にやってみて二次被害が一切ないという矛盾をどう考えるかという意見がございまして、これに対しまして、多少は掘削による影響もありますので、そのことを考慮しての発言であったと考えているというふうに回答させて頂いております。

続きまして、当時の県と知事は予算をオーバーする掘削工事をしたくなかったが、予算は気にしなくてもいいなどと言った手前、二次被害が出るとおためごかしの説明をしたと考えられる。今でも当時の部長、知事の考えを支持するのか。それに対しまして、あくまでもいろんな影響を受けると考えての発言であったと思う。現実な考え方は同じであると回答させて頂いております。

続きまして、我々は県のそのようなごまかしを怒り、住民と県の関係がこじれた。対策工事が始まった時に、もう嘘はつかない、これまでの対応は間違っていたと県の反省を聞いたから我々は納得して工事をやってきた。ところが、あれは正しかったと時計の針を逆に戻すようなことを言うのか

ということに対しまして、決してそういう意味ではない。これまでの県の対応に様々な不満があったことへの反省は十分承知しており、それを否定するものではない。今の時点で誠心誠意取り組んで行きたい。改めてきちんと精査してお話しさせていただくというふうに回答させていただきました。

続きまして、前からお願いしているが、工事の終了後に処分場の状況だけでなく、行政の対応も含めたこの事件を総括する必要があると思う。その際に今の発言を念頭に置いてしっかり行政の対応がどうだったのか確認してもらいたいに対しまして、その点はきちんと考えてお話しさせていただくというふうに回答させていただきました。

対策工事に対しての県の考え方につきましては、資料 1 の説明後に部長から報告をさせていただきます。

続きまして、3 のモニタリング調査結果についてでございます。

一つ目が H26-S2(2)の井戸の Ks3 層の電気伝導度は思ったより下がらないが、これは処分場の影響によるものか。またはそれ以外の北尾団地周辺の影響によるものかという質問に対しまして、この井戸は敷地境界にあり、電気伝導度以外に 1,4 ジオキサンとかほう素の項目が出ていることから見て、恐らく当時ここに第二処分場が埋まっていたものの影響がまだ残っていると考えている。また Ks 3 層の水は北尾団地側から RD 側のほうへ流れており、尾根筋から下がった斜面に極めて短い断面、(Ks3 層が露頭としていところになります、) から入ってきており、水の流れも遅く、水が移動しないことからなかなか洗い出されていないと考えているというふうに回答いたしました。

続きまして四つ目のモニタリング調査計画についてでございます。

調査頻度の設定例の説明があったが、設定しているパターン以外のことが起きたら、5 年以降も調査する予定か。また、10 ページの評価方法について、4 回の測定値を平均し基準値以下ならば調査をしない、または減らすということか、に対しまして、5 年以降についても確認が必要な場合は続けさせていただくことになると思う。また、測定値を平均することは有効性の確認や目標の状況達成の確認での評価に使用する考えで、調査回数の減らし方については年平均ではなく、個別の数字をもとに判断しますというふうに回答しております。

続きまして、調査頻度の設定方法について、年 4 回から減らした際の調査の時期はどのように考えているのか。大雨の降った後や有害物が出やすい時期に調査をしてもらいたいという意見がございまして、これに対しましては、同じ時期に年 2 回調査したほうが関係性、井戸や物質の比較ですね、から比較をしやすいと考えており、このことについてはアドバイザーの先生にアドバイスを受け、考えていきたいというふうに回答させていただきます。

続きまして 14 ページの樋口委員の意見で、採水 3 日前に降水がないこと

を確認し、とあるが、降水後のほうが有害物質が出るように思うがどうかという意見がございました。これに対しましては、降水によって希釈されると考えているが、この記述については樋口先生に確認しますというように回答させていただきました。樋口先生に確認をしました内容につきましては、後ほど資料4のほうで説明させていただきます。

続きまして、前回の確認でまだはっきり返答してもらっていないが、国との関係上の調査や結果を国に上げることに关してはモニタリングの調査計画の範囲で十分だと思う。しかし、二次対策の工事の有効性や追加対策の必要性の確認としては、今回のモニタリング調査計画では不十分であるとする。追加対策が必要かどうか判断するときは、もっとトータルな調査をしてもらいたい。上流部と下流部でどのくらい電気伝導度の差が出るのか。その先には有効な指標の一つとなるだろうと思うから、また違った形の調査をお願いしたいが、検討しますということではよいかという意見に対しまして、二次対策工事の有効性の確認は絶対評価を基本としておりますが、機械的に有効性の有無を結論づけることはせず、様々な観点で評価したいと考えております。具体的には、そのバックグラウンドによる相対評価や一定期間の変動傾向による考察や基準の設定されていない一般項目の推移や、いろんな観点で総合的に評価してきたいと思っております。このことについては、全体的にアドバイザーの先生に助言を頂いて連絡協議会で協議させていただく考えを持っておりますというふうに回答しております。

室長補佐：5つ目の当面の敷地管理についてです。

栗東市さんの関わりについて教えて欲しいという意見がございまして、栗東市さんから、維持管理については、今のところ県と協議させていただいておりませんが、栗東市内の土地でございまして、関わりについては滋賀県と十分協議していきたいと思っておりますというように回答をして頂いております。

その他意見はございませんでした。

以上、資料1の内容の説明を終わります。

先ほど対策工事についての県の考え方につきまして、部長から申し上げます。

部長：前回の〇〇さんからご質問をいただきまして十分なお答えができませんで、申し訳ございませんでした。改めて私の考えを申し述べさせていただきます。

まず、平成20年当時、対策工法の検討に当たりまして、県では効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施すること。工事の実施に当たり騒音や振動等の発生が予想されることから、生活環境の保全措置を講じることなどの基本方針を立てて、これに基づいて対策方法を検討し、住民の

皆様と話し合いを行って参りました。当時の検討の中では、安全性や経済性など様々な要素を総合的に考えて対策工法を考えてまいりましたので、財政の問題ではないというふうに言えば、それは正確ではないと思います。

この話し合いの中で、皆様から様々なご意見をお伺いして、県としましては RD 問題に対するこれまでの対応が不十分であったこと、それによって皆様に大変なご迷惑をおかけしたことを反省して、改めて対策工法を検討し直しました。その後、工事の実施について御同意をいただき、協定書を締結させて頂いて、平成 22 年に緊急対策工事、平成 24 年から一次対策工事を、平成 25 年から二次対策工事を実施してまいりました。この間、重機の稼働でありますとか、ダンプカーの出入りによって騒音、振動、粉塵などが生じまして、近隣の皆様に長きにわたって大変なご迷惑、ご心配をおかけしてきたことも事実です。

このような長きにわたる経過がございます。私は反省すべきは反省し、皆様のご意見をしっかりとお伺いしながら、また私どもの考え方も丁寧に説明をさせて頂いて、皆さんと県や市が一緒になって、最善の解決策を探っていくということが大事だと思っております。私は、部長として皆様方としっかりと信頼関係を構築させて頂けるよう、精一杯努力してまいる所存でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

司会：なお、前回、ご質問のありました点につきまして、栗東市からも説明があるということでございますので、続いて説明をお願いいたします。

課長（栗東市）：栗東市環境政策課長の殿村でございます。ちょっと失礼して着座のまま説明のほうをさせていただきます。

前回の協議会でご質問いただきました内容につきまして、本日配布いたしました栗東市資料というものに基づいて説明のほうをさせていただきます。これにつきましては、モニタリング結果における Ks3 層、H26- S2(2)の電気伝導度の値が下がらない理由として、北尾団地側に何か要因があるのではないかとというような趣旨のもとご質問いただいた内容についての回答でございます。

前回申し上げましたように、大規模な不法投棄等については、栗東市での記録および滋賀県南部環境事務所の廃棄物担当部署にも改めて確認のほうをさせて頂きましたけれども、該当はないというふうに思われます。

また、平成 19 年度に行いました市の下水道工事において、道路各所で約 2m の掘削を行っておりますけれども、廃棄物と思われるようなものについては一切出ていないということも、担当課のほうに確認しております。

それでは、資料のほうの説明に入らせていただきます。

まず資料 1 をご覧いただけますでしょうか。まず 1 点目として、北尾団地における住宅数の推移についてでございますが、資料 1 のとおり各年 10

月 1 日の世帯数というのを示しております。5 年刻みで申し上げますと、今年が 118 世帯で、5 年前が 94、10 年前は 65 で、15 年前は 40 世帯ということになりまして、平成 16 年以降、ほぼ同様のペースで増加をしているという状況でございます。

続きまして、北尾団地における開発建築行為についてということで資料 2 のほうをご覧ください。北尾団地につきましては、現在も市街化調整区域ではございますけれども、住宅の建設ができる理由について記載のほうをさせて頂いております。

上からのポツの 3 点目に記載のとおり、北尾団地については滋賀県の条例により、区域指定というものがされました。この区域指定の趣旨につきましては、1 番に記載のとおり、既存集落の空洞化の防止や地域コミュニティの維持というものを目的としています。

続いて 2 点目ですが、栗東市内の指定状況について、これはちょっと別紙のほうにまた地図をつけてありますので参照してください。

なお、もともとは県の条例による指定ではございましたが、平成 21 年度からは権限移譲によりまして、市の条例による指定という形に現在は変わっております。

以上のことから、その 3 つ目に記載のとおり、さまざまな条件というものはあるんですけれども、北尾団地において開発建築行為が可能となっているということでございます。資料の説明については以上です。

司会：それでは、ただいまの県および市の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：今思いついたことが 1 つあって、最初から言いたいことが 1 つあって 2 点になります。

今思いついたことは私の邪推でなければいいなという気がするんですが、栗東市さんに質問をいたします。北尾団地の特定地域指定が平成 15 年 4 月 1 日という時期にひっかかるんですけども、これは RD 問題が発生して、そして県の対策に対して地元の住民同意を求めた時期と重なってはいませんか。ちょっと今資料がないので、はっきり分からないので。それが 1 点目。

何を危惧するかというと、県側の原位置浄化策を賛成したのは北尾団地だけだったんですよね。これは県が考えた交換条件だったんじゃないかなと、ちょっと余計なことを。

住民：自治会長に聞いたらよろしい。

住民：そしたら、北尾さんのほうで。

住民：交換条件ではなかったです。

住民：その話はあったんですか、そのとき。

住民：どの話ですか。

住民：その特定地域指定のことが。

住民：もともと県の政策の中であったと聞いてます。

住民：それはその時期とちょうど重なってましたか。

住民：たしか重なってました。

住民：やっぱりそうですか。

住民：それは覚えてます。

住民：分かりました。やはり重なっていたんですね。

住民：栗東市とはしゃべってないですよ。

住民：県としゃべったということですね。分かりました。

だから、当初の県の特定地域指定は、この RD 問題で県と交渉しているときになされたということですね。

課長（栗東市）：ちょっとごめんなさい。口は挟むようで申し訳ないんですけども、この地区指定につきましては、いわゆるライフライン、下水道の設備であるとかそういったものが整った上でないと地区指定ができないという条件も元々ありまして、元々は所有者の絡みの関係やらもあって下水道がすぐには敷けなかったんですけれども、ちょうどこのタイミングの時に下水道が敷ける状況になったと。それを受けて県のほうが地区指定もやっていただけたというようなふうに聞いておりますけれども。

住民：はい、分かりました。それはそれとして理解しています。

もう一つの話です。私がこの北尾の状況を教えてほしいというふうに栗東市さんをお願いしたのは、今後、この RD 処分場の跡地利用という問題を視野に入れて、この地域をどういう用途に使っていくのかということ栗東市さんはどう考えているのかなということを教えてもらいたかったからです。

今日の資料によりますと、この特定区域の指定というのは、既存集落の空洞化防止、地域コミュニティの維持を目的として区域指定するものというふうになっております。

ところが、1 ページ目の資料のように、実際は維持どころか、約3倍に住居が増えるという発展をこの地域はしているわけです。

つまり、本来の法律の趣旨ではなくて、ほとんど市街化区域化していると、実態としては、そういうふうに見てもいいだろうと思います。ちょうど今、栗東市さんは総合計画を作っていて、その話し合いに私も何度か出させていただいたんですが、基本的に栗東市さんはこれから少子高齢化に向けてコンパクトシティを目指すんだと、つまり中心部に人口を集約していくという形で総合計画を作りたいというふうにおっしゃっていました。

ところが、このような形で市街化調整区域においても、スプロール的に開発許可していくということになると、その総合計画と明らかに矛盾しているかと思えます。

3 ページの栗東市全図を見ますと、その実態が非常によく分かります。これは結局、栗東市さんはこのまちをどうしたいのか、その中でこの北尾、RD 処分場周辺地区をどのように考えているのか、非常に分かりにくい資料になっています。

そこで、どう考えているのか、この際、はっきりしたことを栗東市さんのほうにお聞きしたいと思います。

副市長：座ったまま失礼します。今、ご質問いただいた内容なんですけど、栗東市としては今、〇〇さんがおっしゃったように、今、第6次の総合計画を策定してますし、国土利用計画というんですか、土地の区域区分の計画も今策定中であります。最終的には来年の3月に両計画を議会のほうにご提案をさせていただくと。その後に、都市マスタープランが6月の議会に諮っていかうとしている今計画もしています。

全体的に言って都市マスタープラン、全国的に今コンパクトシティという話で人口減ってくよという中で、お話もあつたんですけど、ちょっと私も所管というんですか、まだ十分な勉強もせずにマイクを持たせていただいたんですけど、栗東市はまだ人口が増えております。しかしながら、もっと将来を見てまちづくりをしないあかんのは、ごもっともな話なんですけど、空洞化によくやっておられるのが高齢化になってきた自治会を保つために周りに地区指定をして、若い方が来て頂いて取り込んでいって、その自治会の存続をこれからも継続してやっていくよというのが、この書いているところなんですけど、栗東市自体がまだ人口が増えているという実情と、それとこの湖南地区においては、年間まだ二、三千人、栗東市において500人ずつ増えてるような状況の中、まだあるんですけど、コンパクトシティと合わせて言ったら、私個人は栗東は50 km²の中で2分の1が山林

で、2分の1が違うよという部分の中で、土地のないところでそういった部分で需要があればやっていかなければならないし、もちろんそのためには地元の要望というんですか、そういった部分がなければ、それでしっかりと協議しながらまちづくりを進めてかなければならないという考えは持っております。

司会：すみません。ちょっと今、御質問いただいているところ、申し訳ないんですが、この協議会の内容に照らしまして県のほうからも一言お話しさせていただきたいというふうに思いますので、少しお待ちいただけますか。

室長：室長の三橋でございます。いつもありがとうございます。すみません。議論されているところを大変失礼いたします。申し訳ございません。

この協議会なんですけれども、今日はお配りしている資料、一番下のほうについております要綱をご覧頂きたいんですけれども、基本的には二次対策工事に関連してということでございまして、対策工事の方法でありますとか周辺環境の影響確認あるいは最も大事な有効性の確認、その他というようなことになってございます。

すみません。途中で口を挟みましてまことに申し訳ないですが、跡地利用につきましても非常に重要なことだと考えております。これにつきましても、当然地元の皆様方とお話をしていけないといけなく、このように思っておりますけれども、今申し上げましたように、この要綱、この協議会の要綱だけを見ますと、この場で例えば今日かなり突っ込んだ話になりますのは、ちょっとやり過ぎかなと思っている面がございまして、県といたしましても今後の跡地利用についての考え方を議論する場として、この場を活用するのであれば、例えば今日は、この協議会には参加しておられない中浮気さんとかをどのようにしていくのかとかいうこともございまして、要綱を変えるなり、あるいは違う場を設けて跡地について議論をしていくと、こういったことが必要ではないかと思っております。

それから、現在の栗東市さんともいろいろお話をしていけないといけなく、このことを事務的にし始めたところでございまして、工事の終わりが見えてきた段階で、今後どうしていくのかということも栗東市さんともよく話をしたいと思っておりますし、皆様方からの御意見もいろいろお伺いしたいと思っておりますので、すみません、ちょっと本当に何回も申し上げますが、口挟んで大変失礼なんですけれども、この協議会の中では一定環境に関連すること、あるいは工事に関連することをお願いをしたいと思っております。申し訳ございません。

住民：時間をとってもどうかと思いますので、これで最後にいたしますが、この問題はRD問題にとって極めて重要な論点であることは間違いなくと思います。したがって、議論する価値があるということをもまず認めていただ

きたいと思います。

1 点目の話ですけれども、前回も申し上げましたけれども、これまでの RD 問題の歴史を総括する際に、北尾に対してどのようなアプローチをしたのか、その中で今重要な証言が出てきました。初めてです、私が聞いたのは。この特定地域指定というのは、県によって協議中になされたということ、これは歴史的な一つの事実ですから、しっかりとこれは総括の中で組み込む必要がある情報だろうと思います。それが 1 点目です。

それから 2 点目、この問題の一つの重要な論点は、行政に対する住民の信頼がなかったということです。行政が言っていることとやっていることが違っていたら、住民はあほらしくてついていけません。栗東市さんにも同じことが言えます。

一方で、確かに人口は増えているけど、やがて減るんだからコンパクトシティにしなければいけないと言いつつ、それはまだ先のことであると言う、あるいは伝統的な地域を衰退させないための法律である特定地域が新興住宅地にも適用されてしまって、実際は、住宅は増えている、そういうことが平気でなされていたならば、我々は行政のやっていることを信用できません。これは RD 問題でも常々住民が怒ってきた事実です。そのことを行政側は県も市もしっかり受け止めていただきたいということを申し上げて私の意見とします。これで最後です。

司会：はい。ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、次の議題に進ませていただきます。続きまして、議事 2、工事等の進捗状況につきましてご説明をいたします。

主任技師：こんばんは。工事等の進捗状況についてということで、工事を担当しております金崎と申します。

それでは、お手元の資料と同じものをスクリーンに映しておりますので、併せてご覧のほうをよろしく願いいたします。

こちらが先月 10 月 24 日に撮影しました敷地全体の写真になります。施工箇所につきましては A から E 工区に分けて、五つの工区に分けて施工しております。内容につきましては前回の内容と特に大きく変更等ございません。

現在進めている箇所といたしましては、こちら E 工区につきまして廃棄物、有害物の掘削を進めております。E 工区の廃棄物掘削は全て完了致しました。また、施工状況につきましては後ほどご説明させていただきたいと思っております。

有害物区画でございますが、こちらの写真では E 区画は残っておるんですが、10 月末にこちらも有害物を全て掘削完了致しました。こちら、完了に伴いまして有害物区画は全て完了したということになります。

こちら中央につきましては、選別土を今現在仮置きしている状況でして、こちらの選別土の順次埋め戻しに使っていくということになります。

こちら選別施設でございますが、こちら選別対象となる土が今の廃棄物掘削を完了しましたことで、中の選別機械の解体及び場外への搬出作業をしております。

こちら水処理施設につきましては、場内の浸透水を汲み上げまして、こちらで水処理を行いまして、下水に放流しているということになります。

こちらが今年度の工程表になります。

10月11日に現場見学会のほうを開催させていただきました。台風が接近する中で影響心配しましたが、無事に開催をさせていただきました。こちらにつきましても、また後ほど状況について説明させていただきたいと思っております。

廃棄物、有害物の掘削が10月末に全て完了しているということになります。現在はその廃棄物掘削が完了しましたので、現時点といたしましては、選別機械の解体を行っています。

あと底面・側面遮水工につきましては、今廃棄物掘削が完了したE工区のところで現在実施しているということになります。

ここからは各工区の状況について説明させていただきたいと思っております。

B工区につきましては、現在、盛土の法面の整形や、こちらの洪水調整池の事前整備のほうを順次実施しているというところなんです。

こちら11月の時点ですが、オリフィスタワーは既にできておりまして、池を作るために周りの整備しているという状況になります。

こちらE工区になります。場内の入口側になりまして、E工区はI区画と有害物区画もございまして、こちらI区画も全て掘削除去して場外に処分しているところですが、こちらはI区画の施工に伴いまして、進入路を山側のほうに設置して施工をしております。そのため矢板を打設して、こちら、アンカーと腹起し、写真で言う左手側にありますが、こちらに腹起しのH鋼を真ん中に設置しまして、道路側のほうにアンカーを設置して、進入路を確保していると。こちら場内側につきましては、廃棄物、有害物の掘削を行っているという状況になります。

こちらがE工区の掘削状況になります。写真①はまさに掘削の状況というところでございます。

写真2につきましては、全て掘削除去したというところで、いわゆるE工区の中のI区画につきましては、破線の位置を示しておりますが、この辺りにありました。こちらにつきましては全て掘削除去して処分しているというところになります。

写真③につきましては、掘削後の全景の写真になります。右手が市道側で、左手が現場事務所側になっています。

こちらが掘削後の地層の状況になります。

写真②でございますが、その前に写真①で、こちら航空写真になります。

廃棄物を掘削した箇所がございまして、市道側に向けた写真が写真②になります。中央に見えますのが Ks2 層と言われるところで、いわゆる砂質土層になります。こちらがいわゆる粘性土層が欠落、欠損していた範囲となります。こちらについて、周りに Kc3 層、粘性土層が確認できましたので、廃棄物を全て掘削完了したのとあわせて、粘性土層を確認しましたので、掘り止めといたしております。

こちらが図③になりますが、そちらの状況を地層図として表したものが図③になります。こちらが粘性土層が欠損していた範囲となります。

この欠損していた範囲につきまして、底面遮水工を実施していくんですが、こちら廃棄物土の掘削後、地山の確認を行った結果、No. 9 付近では粘性土層が厚く分布していると。こちら下の図で言うと、この辺り青色になっている箇所が厚く分布していたということになります。

No.10 付近の粘性土層が欠損した範囲、こちらは黄色の Ks2 層と書いている範囲ですが、幅 15m、長さが 25 m で確認できました。

底面・側面遮水工につきましては、この範囲を囲む範囲、いわゆる赤線で囲っている範囲で実施を今現在しております。

こちらが現場見学会の状況になります。内容といたしましては、E 工区の廃棄物掘削、こちら入口側の掘削状況、全て掘削し終わった状況をご確認いただきました。

あと、E 区画の有害物掘削の状況を確認いたしました。11 名、多数ご参加いただきまして、皆さんにご確認して頂いたかと思えます。こちらの見学会で、廃棄物掘削、有害物掘削を見ていただく機会というのは最後となりました。

現在の DE 工区の状況と致しましては、選別土により順次埋め戻しを行っております。先ほど申しました掘削した箇所につきましては、底面・側面遮水工を実施する前の基盤材の埋め戻しを行い、今現在はセメント改良土で遮水工を順次施工しているという状況になります。

続いて、底面排水管につきましては、全て廃棄物掘削も終えまして施工が全て完了して、選別土の埋め戻しや盛土のほうを実施しております。底面排水管につきました、こちら赤線に書いている箇所が底面排水管、管径で申しますと 800mm になります。こちらも全て設置のほうを終わりました。

場内の浸透水は、こちらピンク色で示しておりますが、揚水ピットに集まりますので、揚水ピットにより揚水を行いまして、水処理施設で水処理を行うという形になります。

浸透水の水位を下げる目的で、揚水井戸 3 による揚水は廃棄物掘削や底面排水管の施工完了したため、揚水を終了いたします。

こちら揚水井戸に設置しておりました常時モニタリングにつきましても、揚水ピットに移しまして、順次揚水ピットでモニタリングを今後していきたいと考えております。

続きまして、有害物掘削状況の E 区画でございまして、こちら矢板を打設

して支保を設置しながら廃棄物と有害物の掘削行いました。10月末には全て掘削が完了いたしております。現在は支保工、H鋼を建て込んでおりますが、そちらを撤去しながら順次埋め戻しを行っています。

写真②につきましては、もう終わってますが、掘削の状況の写真になります。

主任技師：ここからは掘削した廃棄物についてご説明させていただきたいと思っております。

特異な廃棄物といたしまして、9月21日にE区画、標高149m、こちらですね、E区画につきまして内容物無しの潰れたドラム缶が1本、あと9月26日にE工区、こちらですね、入口のところで標高137.5mで内容物無しの潰れたドラム缶が1本、内容物有り（土砂）の潰れたドラム缶が1本出てきました。こちらにつきまして、いずれも場外に搬出して焼却処分済みでございます。

続いて特異な廃棄物といたしまして、10月3日から10日にかけて、E区画の標高145.5mから143.5m、地表面、いわゆる選別施設のある建物の高さあたりですね。そこから6mから8mの下のところで内容物無しの潰れたドラム缶が131本出てきました。内容物といたしましては、見出しに書かせていただいている内容でございます。こちらにつきましては、掘削して出てきましたものは1度フレコンバッグに梱包して、危険物ヤードに保管し、一部を場外に搬出して処分を実施しております。残りは順次、焼却処分を予定しております。

続きまして、10月8日に同じくE区画で標高145.5から144.5m、地表面から6mから7m下で、内容物有りの潰れたドラム缶が7本で、廃油浸潤土大型フレコン3袋が出てきましたということで、こちらにつきましてので、今現在保管しております分析を実施しております。分析結果に応じた適正に処分を行っていく予定でございます。

内容につきましては、こちらの写真がありますウレタン様物、ウエス、廃油浸潤土・廃油、固結樹脂等でございます。

こちらの表が10月末の処分実績でございます。黒字になっているところが前回との差になってございまして、大きなところといたしましては、掘削土量が+7,600立米、あと場外への搬出処分量といたしまして、廃棄物混じり土の有害物、こちらがE区画になりますが、+2,500t、あとドラム缶及びその内容物が浸潤した廃棄物土につきましては、+5.52tとなっております。

こちらの表につきまして、特異な廃棄物の処分及び保管状況、こちらも10月末に更新させて頂いております。表ですが、前回の連絡協議会でもお示しさせて頂いておりますが、上の表が二次対策工事で掘削した廃棄物、下の表が平成17年と19年に掘削した分です。ちょっと分けて整理しております。

廃棄物の処理は左のほうに書かせていただいております。前回説明させて頂いた差だけちょっと説明させていただきますと、医療系の薬びん等につきましては、+0.64 t、ドラム缶等につきましては、ドラム缶内容物有りが+8本、無しが+133本で、一斗缶0本、安定器につきましては+50個、廃鉛蓄電池につきましては+31個で、廃消火器が+1本となっております。あと、処分済みであったり、保管中であるといった細かい内容につきましては、表記載のとおりとなっております。

続きまして、選別土及び覆土等の適合確認分析ということで、適合確認につきましては300立米毎に分析を行いまして、埋め戻しの可否を判断しております。

分析項目につきましては、こちらの8項目となっております。前回との差で申しますと、選別土につきましては+16回実施しまして不適合はゼロ。覆土等につきましては実施をしておりますので、不適合もゼロとなっております。こちら廃棄物掘削、選別の完了に伴いまして選別土及び覆土等の適合確認分析が全て終了ということになります。

分析結果につきましては11ページ目に表のほうを載せておりますので、ご覧いただけたらと思います。

以上が資料2となっております。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問ないようでございますので、次の議題に進ませていただきます。

続きまして、議事3、令和元年度第2回モニタリング調査結果につきましてご説明をいたします。

主任技師：それでは、令和元年度第2回モニタリング調査結果についてといたしまして、私、小形からご説明させていただきます。

資料になるんですけども、事前にまとめてお配りしておりましたこちらの資料3と、あと21ページ目以降、当日配布のこちらのものに差し替えていただくような形でお聞きいただけたらと思います。

それでは、2ページ目、調査地点について。こちらは以前と変更はございません。

続きまして3ページ目。こちら、今回の調査が令和元年度第2回という形になりまして、調査日が、9月26日と10月1日に経堂池という形で実施をさせて頂いております。

その下、浸透水の移流拡散概念図につきましては、以前と特に変更ございませんので、説明は省略させていただきます。

その次、経年変化グラフについて2番目の項目まで説明させていただきます。まず一つ目のKs3層の地下水採水地点のH24-8(2)につきましては、

以前からと同様に水量が僅かであったために、pH と EC のみの測定という形でさせて頂いております。

そして、前回から始めました C-9 につきましては、今回も水量が少なかったという関係で、ダイオキシン類以外の測定という形に致しております。

続きまして 2 番目のポチのところで、次ページ以降の調査結果のまとめといたしまして、C-7、C-8、C-9 を除きますほかの地点において、過年度に環境基準を超過いたしました、ひ素、ふっ素、ほう素、鉛、水銀、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類というものと電気伝導度のほうの経年変化を帯水層ごとにグラフにさせて頂いております。

こちらの C-7、C-8、C-9 につきましては 26 ページ目のほうで別にまとめさせて頂いております。

それでは、4 ページ目、5 ページ目が電気伝導度になります。

まず 4 ページ目に Ks3 層の地下水帯水層と浸透水についてまとめております。結果は全体的にいつもどおりのほぼ横ばい、あるいは低下傾向が見られているというような形になっております。

続きまして 5 ページ目が Ks2 層になります。こちらについても大体の地点は横ばいで推移をしております。

その中で何点かコメントさせて頂きますと、前回、前々回とこちらの下流側の No.1 と H24-2 と H24-4 で近年上昇傾向が見られているという形でご説明をさせて頂いておりますが、そのうち、H24-4 につきましては、ここ 2 回ほどやや低下の傾向になってきているというふうなことがあります。

続きまして、No.3-1、こちらの地点につきましては、平成 30 年 6 月で大きく低下した後なんですけども、30 年 11 月以降、上昇傾向という形で今回も前回より上昇したという形になっております。

続きまして、6 ページ目、7 ページ目がひ素になります。

まず 6 ページ目が Ks3 層と浸透水になります。こちら全て環境基準以下となっております。

続きまして、7 ページ目が Ks2 層のほうになっております。こちらは 3 地点で環境基準を超過しております。こちらは以前から超過している地点になりまして、こちらの H24-7 および H26-S2 のところと No.3-1 と 3 地点で環境基準を超過をしております。

このうち、H24-7 につきましては、ちょっとここ数回 30 年 11 月以降ぐらい上昇傾向が見られておりますので、今後の傾向を見ていきたいというふうに考えております。

ほかの 2 地点については以前から横ばいという形になっております。

続きまして、8 ページ目、9 ページ目がふっ素になっております。こちらは全地点で環境基準適合という形になりました。

続きまして、10 ページ目、11 ページ目がほう素になっております。

まず 10 ページ目が Ks3 層と浸透水になっております。この中で環境基準

を超過したのが 2 地点ございまして、まず Ks3 層のほうの H26-S2(2)というところになります。もう一つが浸透水の No.3 揚水井戸になります。こちら、以前から超過があるところでして、結果は横ばいという形になっております。ほかは環境基準以下という状態でした。

続きまして、11 ページ目が Ks2 層になっておりまして、こちらは環境基準超過はなしという形になっております。

続きまして、12 ページ目、13 ページ目が鉛になっておりまして、こちら全て不検出という形になっております。

続きまして、14 ページ目、15 ページ目が水銀になっておりまして、こちらも全て不検出になっております。

続きまして、16 ページ目、17 ページ目、1,2-ジクロロエチレンになっておりまして、こちらも全て不検出となっております。

続きまして、18 ページ目、19 ページ目、クロロエチレンになっております。

こちらは前回まで環境基準以下での検出が何地点か見られたんですけども、今回初めて全ての地点で不検出という形になりました。

続きまして、20 ページ、21 ページ目が 1,4-ジオキサンになっております。

こちらは全地点で環境基準値以下で検出された地点もありますというような状況になっております。

続きまして、22 ページ、23 ページ目がダイオキシン類。こちらからは当日、本日配布させていただいた資料のほうをご覧頂きたいんですけども、こちらは全地点基準適合という形になっております。

続きまして、26 ページ目、27 ページ目に調査結果のまとめを記載させていただいておりまして、ちょっとこの中でグラフに乗ってない部分だけご説明させていただきますと、こちら最初の BOD、COD につきまして、廃棄物処理法の方で定めております安定型最終処分場の浸透水維持管理基準を超過した地点がございまして、BOD につきまして No.3 揚水井戸で維持管理の基準を超過しております。

あとは今までご説明させていただいたとおりとなっております。

続きまして、26 ページ目が家庭系ごみの影響に関する調査についてという形で、今回は 2 回目の調査の結果という形になっております。

結果と致しましては、環境基準の超過をした地点はございませんでした。前回 C-7 でカドミウムが検出されたというところがございましたが、今回そちらについても不検出という形になっております。

その他にも特異な結果を示した項目というのは特にございませんでした。

こちらの調査につきましては、第 27 回の協議会のほうでご説明させていただいているとおり、評価方法と致しましては評価対象項目の平均値が地下水環境基準に 2 年間適合することとするという形で記載させて頂いておりますので、引き続き少なくともこの 2 年間確認ができるまでは調査を継続させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、27 ページ目が経堂池の水質になっております。こちら 10 月 1 日に調査を実施させていただいております、COD と EC につきまして農業用水基準を超過したというような結果になっております。こちら結果の数字については以前と同様の数値になっております。

28 ページ目に今回の結果が一覧表でまとめさせて頂いております。
資料 3 の説明は以上になります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等ないようですので、次の議題に進ませていただきます。

続きまして、議事 4、二次対策工事後のモニタリング調査計画につきまして、ご説明致します。

室長：資料 4 とそれから前のスライドご覧いただきたいと思います。

モニタリング計画につきましては、昨年来、この場でいろいろご説明させていただいたんですけれども、前回もそうなんですけれども、さまざまなご意見を頂戴いたしました。いろいろ御心配があるというようなご意見もいただいたところでございまして、我々も室のほうでもいろいろ議論いたしまして、皆様方の声も踏まえまして、モニタリングについて少し見直しをしようというふうに考えております。詳しくは後ほど担当の小形からご説明させていただきますけれども、私のほうからは 4 点程申し上げさせていただきます。

前の資料の全般のところをちょっとご覧いただきたいと思うんですけれども、国との関係上と書いてあるところですが、産廃特措法の実施計画というのがございます。これにつきましての目標達成につきましては、提案通りでよいのではないかというご意見を頂いたところでございます。そういったご意見をいただきました次の矢印のところなんですけど、一つ目のところ、まず国との関係で報告しなければならないモニタリングにつきましては、これまでの提案どおりでやらしていただけないかなと思っております。

それから二つ目のところ、有効性の確認についてでございます。これにつきましては、皆様方との協定書に基づきまして 5 年をめどに、この対策工事が有効であったのかどうか確認をするという部分でございます。

これについて、前回までのモニタリング計画の中で、いろんな御意見をいただきました。例えば、調査をやる時に基準を満たしているものは順番に減らしていくような御説明をさせていただきました。

例えば、4 回を 2 回、2 回から 1 回というようなことで、基準適合につきまして、そのようにさせていただくというようなことを申し上げました。これについても回数は今までどおりしてほしいというようなご意見を頂い

たところでございます。

また、時期につきましても、有害物質が出やすい時期、そういったものをよく見てやってほしいというようなご意見も頂きました。

さらには、最終確認の前には幅広い調査をしてほしいというようなご意見も頂きまして、こういったところを踏まえまして、有効性の確認につきましましてはもうすぐにちょっと答えが出ないと思っておりますので、引き続きこの場で議論をさせて頂いて、進めさせて頂きたいと思っております。したがいまして、有効性確認につきましましては頂いたご意見も踏まえまして今後、検討もしながらご相談させて頂きたいと思っております。

調査回数を年 4 回やってほしいというご意見をいただきました。これにつきましまして、前は減らしていく方向でしたんですけども、減らさずに当面 2 年間は今までどおりの測り方で調査をさせていただこうと思っております。これは何故かと申しますと、現在まだ工事中でございます。今年と来年で工事を終わるのですが、終わった直後に回数を減らすということではなくて、しっかり見ていこうということでございます。2 年間はとりあえず今までどおりやらせていただきたいと思っております。2 年間の様子を見て、さらにもう少し減らしてもいいだろうというようなことでご了承いただければ、今後ご提案させていただきたいと思っておりますけれども、今ちょっと今までどおりやらしていただくということで、ここを見直したところでございます。

それから、4 点目です。ちょっと資料 3 ページまで送ってください。

この下のところですね。モニタリングの継続実施についてというところでございます。前回のこの場での会議でも、5 年後の話も含めて、皆様いろいろご心配頂いてるということがよく分かりました。現在の皆様方との協定書の内容をもう一度確認をしたいと思っております。

このモニタリングの継続実施についてというところなんですけれども、知事と各自治会長さんで結んでおりますけれども、このモニタリングにつきましましては浸透水の水質、いわゆる場内にある水ということになりますけれども、場内の水につきましましては、安定型の処分場の廃止基準を、それから地下水でございますが、これは周辺の地下水ということになりますけれども、地下水の水質につきましましては環境基準をということで、いずれもそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでは継続して行うということになっております。

特に中の浸透水の水質につきましましては、5 年でクリアするかどうかは分からないなと思っておりますし、このあたりにつきましましては、ずっとモニタリングをするということで、既にここでお約束させて頂いておりますので、その点、御心配いただいていると思うんですけども、そういうことを既にお約束させて頂いていることを確認させていただきたいと思いません。

以上、説明の前に長々としゃべりましたけれども、概略そういった格好

でさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

主任技師：それでは、続きまして資料 4 に基づきまして説明を私、小形から改めてさせていただきたいと思います。資料 4 のほうをご覧ください。

続きまして 1 ページ下から 2 ページ上のところにこれまで皆様から頂いておりますモニタリング調査計画に対する主なご意見と、それに対する県の対応案という形でまとめさせて頂いております。

先ほど室長からご説明させていただいた内容と重複する部分ございますが、もう一度改めて私からもご説明させていただきたいというふうに思います。

まず、一つ目が全般と書かせていただいているものになりますけれども、国との関係上で産廃特措法に基づきます実施計画の中で、目標の達成とさせて頂いているものの調査計画につきまして、こちら工事後 2 年間でさせて頂きたくものなんですけれども、こちら、提案どおりでよいというふうにご意見を頂いております。これにつきまして、こちらの矢印で書かせて頂いているものが県の対応案になるんですけれども、提案させて頂いているとおりに実施をさせて頂きますという形になります。

提案させて頂いている地下水調査の部分につきまして、4 ページ目下から 5 ページ目下までにまとめさせて頂いておりますので、また詳細は後ほどご説明させていただきます。

続きまして、同様に県の対応案といたしまして、有効性の確認については継続して協議をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、こちら調査頻度とさせて頂いているものにつきまして、一つ目が工事後 5 年以降も調査をしてほしいという形になります。こちらにつきましては、詳細は 3 ページ目、上のほうで書かせていただいているものになりますけれども、モニタリングの継続につきましては、協定書のほうでしっかり皆様とお約束させて頂いてるところになりますので、こちら有効性が確認された後のほうでも、水質が安定して基準を下回るまではモニタリングをしっかり継続していきたいというふうに考えております。

続きまして、調査回数はできれば年 4 回やってほしいというもの、そして調査回数を減らす時につきましては、有害物が出やすい時期に調査をしてほしいというふうなご意見をいただいております。こちらにつきましては、工事後につきましては、今までと現場の状況が異なるというような状況の中で、すぐに調査頻度を減らすのはどうかということがございますので、計画の見直しさせて頂きまして、当面 2 年間は現行と同様で調査項目全て年 4 回で実施させていただくというふうに見直しをさせて頂いております。

その後、どうするかというところにつきましては、実施計画の目標達成状況の確認をするという段階で、それまでの調査結果の状況を見させて頂

いた上で、改めて皆様と御相談をさせていただきたいというふうに思います。

その次になりますけれども、降雨後に調査したほうが、有害物が検出されやすいのではないかという部分につきまして、こちらについて当日はこちら、樋口先生にいただいたご意見に関する内容でしたので、もう一度、樋口先生に確認しますというふうに当日は回答させて頂いております。

こちらについて樋口先生に確認させていただきまして、内容と致しましては、降水後には一部の水質については地下水量の増加による希釈によって低下をするでしょうと。また、ほかの一部については濁水によってSS分が増加することによって、濁質分に含有されている有害物等が検出されることがあるでしょうというふうなことを確認させていただきました。

この内容を受けまして、県といたしましては、やはり有害物の濃度が上がるようなこともあり得るといこととなりますので、対応案の見直しをさせていただきまして、現状の運用と同様に特に降水後かどうかにかかわらず、調査を実施することとするという形でさせていただきます。

続きまして、次のページ、2 ページ目上のほうに移りまして、評価方法等という部分なんですけれども、いただいたご意見といたしまして、年4回の水質を平均で評価することには納得できないですと。1回でも超えたら調査が必要であるというふうなご意見いただいております。

こちらにつきまして、まずモニタリングにつきましては目標達成の確認後も継続していきますということと、何らかの異常値が出た場合はしっかり確認を行っていきますというところを前提としました上で、目標達成状況の確認につきましては、平均値で評価するという形にさせていただきたいというふうに思います。

その後のモニタリングについては、その後もしっかり継続をさせていただくというふうな形になっております。

こちら、平均値で評価すると書かせて頂いたものの考え方と致しましては、こちら囲みの中に書かせていただいているんですけども、当時の環境庁から出ておる告示というものがあって、こちらが環境基準の数値が書いてある告示そのものになっているんですけども、その中に基準値は年間平均値とするという形で記載がされておりますので、その考え方に倣ったものという形になっております。

続きまして、上流井戸と下流井戸の電気伝導度等の相対評価が必要という形でご意見を頂いております。

こちらにつきましては具体的な調査方法や評価方法につきましては、今後改めて協議をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、地下水が完全にきれいになったかどうかの評価については、調査計画の範囲内とするのではなく、最終的な確認につきましては、範囲を広げて調査を行って評価をして欲しいと。その上で納得したいというふうなご意見を頂いております。

こちらにつきましては、今回ご提案いただいた方法を含めまして、最終的な確認の方法につきましては、また別途協議をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、2 ページ目下、こちらは以前からまとめさせていただいているものになります。こちらの中の詳細項目につきましても、今後協議させていただくというふうなものになります。

続きまして、3 ページ目上につきまして、まず前半のモニタリングの方針につきましては、以前からお示しさせて頂いている内容となっております。こちらのモニタリングの目的といたしましては、まず①といたしまして、協定に基づきまして二次対策工事の有効性を確認するというものになります。そして、②といたしまして、特定支障除去等事業実施計画、産廃特措法に基づくものとして、そちらの実施計画の目標達成状況を確認するというものとなっております。

今回は、こちらの青で、四角で囲ませて頂いた目標達成状況の確認について詳細にご説明させていただきたいというふうに考えております。

その下のモニタリングの継続実施についてが今回新しく記載をさせていただいたものになります。

こちら、協定書でお約束させていただいている内容といたしまして、滋賀県知事のほうは旧 RD 最終処分場のモニタリングにつきまして、浸透水水質については安定型最終処分場の廃止基準を、そして地下水の水質につきましては、地下水環境基準をそれぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施するという形でお約束をさせて頂いております。

こちらの基準、安定して下回っていることが確認できるまでというところは、二次対策工事の有効性の確認とは異なったものになっておりまして、より厳しい判断基準のものというふうに考えておりますので、こちらの協定書のほうでお約束をさせていただいているとおり、二次対策工事の有効性の確認の後についても、しっかりモニタリングを継続させていただきたいというふうに考えております。

続きまして、3 ページ目下の調査時期等につきまして、こちらは、まず二次対策工事の完了後の令和 3 年の 4 月に調査を開始させていただくというところで、その後 2 年間かけまして、実施計画の目標達成状況確認をしていくというものです。

主任技師：そして、さらに工事後 5 年を目途といたしまして、二次対策工事の有効性を確認するというものになります。

さらに先ほどご説明させていただいたとおり、その後も緑で書かせていただいているとおり、基準を安定して下回ることが確認できるまでは継続して実施をしていきますというふうな流れになっております。

続きまして、4 ページ目上からは実施計画の目標達成状況の確認につい

てで、こちらのページで概要のほうをご説明をさせていただきます。

まず、実施計画のほうでは、支障等の内容につきまして、1 番の①から③のものとしております。

具体的には①といたしまして、廃棄物の飛散流出のおそれ、そして②地下水への汚染拡散のおそれ、そして③硫化水素ガスの悪臭発生のおそれというような支障等の内容を挙げております。

これらの支障等を除去するために、二次対策工事を行っているわけですが、こちらの目標達成状況の判断と致しましては、こちら 2 番の表の左の列のようなものを記載させて頂いております。

具体的には一つ目が、廃棄物土が全て 50 cm 以上覆土されていること、そして次に法面が崩壊のおそれのない安定した勾配であること、そしてその次が旧処分場周縁の井戸の地下水水質が 2 年以上連続して地下水環境基準を満足すること、そしてその次が嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていること、そして最後に旧処分場の敷地境界において硫化水素ガスに起因する臭気が悪臭防止法および栗東市生活環境保全に関する条例に定める基準を満足していることと、この五つが挙げられております。

ここまでの部分が実施計画に記載されていることとなっております、これらの調査方法といたしまして、2 番目の列のものを予定しております。

具体的に言いますと、上の二つにつきましては工事施工後の完了検査におきまして、計画どおりに施工ができているかどうかを確認していくというものになります。

その次からの三つにつきましては、地下水調査と浸透水の水位の調査と敷地境界のガスの調査というものを工事後に行っていきます。これらについて、それぞれ順番に次ページ以降でご説明をさせていただきます。

これらの工事後の調査につきまして、調査期間は工事後 2 年間という形になります。

それでは、4 ページ目下ですね。目標達成状況の確認のうち、地下水調査についてのものになります。

こちらは以前からご説明させて頂いたものをベースといたしまして、最初にご説明した変更を加えたものとなります。

調査地点につきましては、評価に使用するものとして、地下水 Ks3 層沖積層の 2 地点、そして地下水 Ks2 層の方の 4 地点、そしてバックグラウンドの把握を目的といたしまして、Ks2 層上流側の 2 地点という地点で調査を行っていきます。

次の調査項目につきましては、現行のモニタリングと同様の有害物質 15 項目と一般項目 5 項目と、その他 10 項目を調査いたします。こちらの調査頻度につきましては、見直しをさせて頂いております、現行のモニタリングと同様に、こちらの全項目について年 4 回、調査を実施させていただきます。

こちらについて、この調査の期間中の頻度の減少はありません。

そして、評価方法といたしまして、測定値の年平均値が環境基準に 2 年間適合することと、ただし処分場が原因でない項目は除きますという形で、ご説明させていただいております。

続きまして、5 ページ目上と下のほうが、こちらの地下水調査の調査地点となっております。

まず 5 ページ上目が Ks3 層沖積層でして、こちら下流側 2 地点のほうで調査を行わせていただきます。

続きまして、5 ページ目下が Ks2 層になっておりまして、こちらの周縁部、下流部の 4 地点で評価を目的とした調査を行いまして、その他上流の 2 地点でバックグラウンドの把握のための調査を行っていきます。

続きまして、6 ページ目上が目標達成状況の確認の浸透水の水位の調査になります。

こちら今回初めてご説明させていただくものになっておりまして、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることという目標の達成状況を確認するために、浸透水の井戸の水位の調査を行っていきます。

こちらの方法につきましては、水位を自動に測定する測定器を井戸に設置するか、あるいは手による測定、手動による測定によって水位を測定をしていきます。

こちらの調査地点につきましては、6 ページ下の地図に記載させて頂いている 7 地点となります。

こちらについては、測定データの経過等によって調査頻度を増減させていただくことを検討するというにさせていただきます。

そして、評価方法と致しましては、測定した水位データのほうを分析させていただきまして、過去のボーリング結果等と比較をいたしまして、浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれているかというところの確認を行っていきます。

6 ページ目下が浸透水の水位調査の調査地点となっております。こちら場内 7 地点で計画をしております。

続きまして、7 ページ目が目標達成状況の確認の敷地境界ガス調査となっております。

こちら前回概要だけご説明させて頂いたものになっておりまして、その詳細のご説明という形になります。

まず調査方法といたしまして、大気ガスを採取分析させていただきまして、硫化水素ガスの濃度を調査を行っていきます。

調査地点につきましては、7 ページ下の地図に書かせていただいております敷地境界の 4 地点で 4 方向の調査を行っていきます。こちらの調査頻度については、年 4 回季節ごとに実施をしていきます。

こちら次、続きまして評価方法と致しましては、悪臭防止法および栗東市の生活環境保全に関する条例に定める基準が硫化水素 0.02 ppm 以下とい

う形になっておりますので、それを満足しているかどうかの調査をしていきます。

こちら 7 ページ目下が敷地境界ガス調査の調査地点となっております。こちら敷地境界の 4 地点の方向で、4 方向の方角を調査させていただくというものに設定をしております。

資料 4 のご説明は以上になります。

司会：ただいまのご説明につきましてご質問ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

住民：最後のガス調査について教えていただきたいのですが、採る地点は分かったんですけれども、地表から高さはどのぐらいかということと、そのときの天候については何か決まりがあるんでしょうか。雨の日でも雪の日でもやってもいいんですか、その辺を教えてください。

主任技師：まず高さにつきましては 1.2m になっております。

天候についてなんですけれども、ちょっと確認させていただいて。

参与：特段の取り決めはありませんので、当然雨の日にはたくさん出ないものですから、日を変える格好になると思います。風が強い日も拡散しちゃいますからね。それはそこの状況に応じて採る日を変える必要があると思います。

住民：硫化水素は空気より重いのでよく窪みに滞留して事故が起こるということが報道されていますけれども、1.2m というのは基準で定められた採取方法なので動かしがたいということによろしいんですか。

参与：結局人間の鼻の高さですね。そこに立って。

住民：ただ人間と言ったってよちよち歩きの子どもからジャイアント馬場ぐらいの背の高い人もいるだろうから。

参与：通常の人々の鼻の高さなんですけど、窪地とおっしゃるのは、例えば温泉地みたいなところで人が亡くなってる事例といいますと、雪が積もってて、その部分だけ雪が溶けてて、1m ほどごぼっとへっこんでいるようなところがあって、そこに溜まっているよというような状況です。あその場合が、そういう窪地と言われるところはありませんので、むしろ、北尾側ですと、皆さんが住んでいらっしゃる住宅の、しかも人が歩いている高さというのが適切ではないかというふうに考えます。

住民：適切ではないかということは変えてもいいの。

参与：ですから、基準値の高さを測る時には1.2mです。何らかの形で、例えばですよ。そこで高い値が出るようでしたら、それは当然上下も測ると思います。そこは。少なくとも今の基準値を測る場合には1.2でやってやって、そこで何らかの異常値を見た場合には、それは当然上下やると。上下というか、下のほうもね。今までのところ、そういう特別な地形のところがあると考えられませんので、今のような形で差し支えないかなと思ってます。

住民：分かりました。

司会：ほかにございますでしょうか。どうぞ。

住民：4ページの上のところ、実施計画の目標達成状況の確認についての表の③のところですか。嫌気状態を解消するため浸透水が廃棄物土層に滞留しない状態が概ね保たれていることと。これは平成3年度とか平成10年度の深掘り穴、この場所はどうなっているんですか。絶対滞留しないということが確認されているんですか。

主任技師：今ご心配されているのが平成3年と10年がこの辺でしたかね。深掘り穴の箇所かと思うんですけども、深掘り穴掘って、底についてはKs2層に漏洩しないような状態にはなっておるんですけども、その深掘り穴の底面についてはKs2層には漏洩しないような状態にはなっておるんですけども、どうしても深掘りした関係上、一定その深掘りした周りの粘土層に囲まれている部分ありますので、どうしても浸透水が完全に底まで乾き切るまでは下がりきらない部分は一定出てくることはあるのかなとは思っております。

多分、計画の時もそういうところも勘案して概ねという表現がされているというのは、そういう深掘り穴も含めて一定、地形ということで、でこぼこしているところがありますので、そういうところも含めて概ねという状況は書かれているかと思うんですけど、その完全に全面がドライにはなっていないという状況にはなるかと思うんですけども、そういう状況であっても、嫌気性状態を一定解消してやって、ガスが発生しないようにという形でのところはなるようには考えております。

住民：かなり曖昧ですね。

主任技師：はい、そうですね。これの達成状況につきましては、本当に基準の数字と比べてというものではございませんので、結果の評価には曖昧な部分多少出てくるかと思っておりますので、これ評価させていただくときには、や

はりアドバイザーの先生にしっかり見てもらって、そういう目的に対して十分有効な程度水位が下げられているかというのは確認していく必要があるかとは考えております。

住民：私らが見たときにはかなり深かったんで、そこは溜まっているだろうと思うんですけどね。そやから、ちょっとどうかなと思うけどね。

主任技師：はい。それは下がりにくい部分があります。

住民：概ねと言われたら、その概ねがどこまでが概ねか、ということやけどね。

主任技師：この水位を下げることの目的といたしましては、嫌気状態を解消していくことによって、この③なんですけれども、硫化水素ガスの悪臭発生のおそれというところを解消してやるんだということを目的としてやっておりますので、この目的がちゃんと達成できるような程度かというのは、しっかり確認を行っていく予定であります。

住民：ずっとそこに浸透水がたまっている状態になっているので、動かないですよ。

主任技師：そうですね。水位はある状態ですけれども、水位がある状態であっても雨が降って水が入れかわっているということはあるのかなと思っておるんですけども。

住民：表面的には動いてもその下のやつが動くとは到底思えないんで、やはりちょっと今からこういうの言うとかんかったら。ちょっと腑に落ちない。

主任技師：そのご懸念されている部分は特に注視して、結果評価する際にも見ていきたいとは思っております。

住民：ただ、それを確認する術がないですよ。

主任技師：はい、そこの目的が達成できる程度下がっているかというところは、しっかりアドバイザーの先生に確認させて頂いて、その知見をご助言いただいで判断していきたいと考えております。

住民：それと、一番下の評価方法で、処分場が原因でない項目は除くと。この原因でない項目は何なんですか。どういう項目なんですか。

主任技師：今、特に現状、これがというところまで断定しているわけではない

んですけども、結果評価していく中で何らか、そういうのが出てくる可能性もございますので、もしそういうものがあれば除いていくということになります。

住民：それもかなり曖昧ですよ。だって、今まで出てなかったもので出てきたときに、それをどう評価するかということやね。だけど、この場所が一番高いと今言われているわけでしょう。よそから入ってないと。

主任技師：こことおっしゃるのはどこのことですか。

住民：処分場の浸透水の水が。

主任技師：処分場がということですかね。

住民：そういうことですね。

主任技師：はい。

住民：だから、よそから入ってくる要素ってないわけですが段々で完全に隔離して。処分場から出た以外にないわけです。

主任技師：今工事させて頂いているものが Ks3 層のほうにつきましては、この周囲 3 方向を囲わせて頂いて、こういう方向、今矢印で書かせて頂いている方向に地下水が流れていると事前の調査で想定いたしまして、それが流出していかないようにという形に 3 方向囲っておりますので、Ks3 層につきましては、こちらからは入ってくる方向があるだろうというふうに思っております。

そして、Ks2 層につきましては、側面の遮水をしておりませんので、底面遮水で上の浸透水が下に落ちてこないようにという形の工事になっておりますので、Ks2 層については横も全部空いている状態ですので、当初の事前の調査の結果を受けまして、この方向にその時と変わらずに地下水は流れて入って流れて出ているものというふうに思っております。

住民：それで、処分場が原因でない項目というのはどこから出てきているの。

主任技師：こういう流れですので、上流から流れてくるものもあるでしょうし、どこか地質に元からあるものというのもあり得るかなとは思っておりますけれども、具体的にどれがそれかというところまでは。

住民：ここら辺は住民と話してその上で決めてください。

主任技師：もちろん。うちだけで、そう決まりましたという話をするものではないです。

住民：はい。

住民：それに関連して、この処分場の定義なんだけど、敷地内にある家庭ごみは処分場の中に入りますか。

主任技師：どこで言うところの処分場ですか。

住民：栗東市がかつて廃棄していたと言われている家庭ごみですね。これは処分場の原因と、処分場というカテゴリーの中に入るんですか。それを教えてください。

主任技師：旧処分場と呼ばせていただいているのは、旧 RD 最終処分場というふうに位置づけてはおります。

住民：だから、その上で聞いているんですけど、家庭ごみの処分場を改めて RD 社は産業廃棄物の処分場に使ったわけですよ。だから、処分場の敷地境界の中には、当然ながら栗東市の家庭ごみが埋まっているんだけど、これはここで言うところの処分場に入るんですかという質問です。

主幹：すみません。藤原です。

元々その旧栗東町の処分場が原因であればそれは関係ないということになるでしょうけれども、そこは仮にその辺りのものが影響している可能性のある汚染というふうに考えた時に、それが元々の家庭系のごみによる影響なのか、処分場から出たものがそこを汚染して、それが及ぼしている影響なのかというのは、ちょっと慎重に検討する必要があるかと思えますけれども、単にそこに家庭系のごみが埋まっているから、それは関係ないよというような判断は簡単にはできないと思えます。

住民：我々は家庭系ごみが出てきたときに、それを除去してほしいというふうに申し上げました。

しかし、産廃特措法の範囲内での工事であるから、家庭ごみの除去はできないというのが県の見解で、それだったら栗東市さん、何とかやってくれよと言ったんだけど、栗東市さんも動かなかったんですよ。

そのとき恐れたのは、このことなんですね。家庭系のごみが影響しているという言い逃れを県に許すことになるのではないかと、結局、これはもともとあった栗東市のごみの問題であって、産業廃棄物に起因する生活環境

上の支障は除去できたから、ここはスルーしていいと言われたらどうしようと思ったんですよ。そこを改めて確認したいんですが、処分場というのは、結局は産業廃棄物のごみだけではなく、処分場の敷地内の影響というふうに考えてよろしいですね。

主事：すみません。今の御質問ですけれども、これまでからお話をしているところとしまして、家庭系ごみが原因で汚染があったと、それによって何か支障が仮に生じたとしまして、それが県有地の中にある家庭ごみによって起きたものであれば、それは県として、土地の所有者として責任を問われるということがあり得ますので、それは当然、土地の所有者として責任をとっていくんだという考え方を持っているところです。

住民：分かりました。

主事：それでよろしいでしょうか。

住民：はい、結構です。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

住民：単純な話なんですけど、先ほどガスの高さ、1.2m、鼻の高さというふうなことですけども、僕らの頃はそんなに気にしなかったんですけど、小さい子どももいるのもうちょっと低くしてもらったほうが安心かなということに変えていただけたら嬉しいなということだけ、ちょっと質問させていただきます。

参与：一応、簡易測定器を持っていますので、並行して 1.2 とその低いところと同時に測るという格好に一遍検討させてください。

住民：よろしくお願いします。

参与：ものを取って精密に測る話については 1.2 でいくと。簡易の測定器で測って、もしも低いところで出たら同じような測り方をすると。ちょっとそれは検討させてください。

住民：よろしくお願いします。

司会：ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

住民：今の簡易というのは検知管ということですか。

参与：いえ。違います。

住民：そういう機器を。

参与：そうです。

住民：ということは、1.2m で測る機器も低いところで測る機器も同じ機械で測るということですか。

参与：要するに、環境基準に適合しているかどうかについては、ガスをとってきて、ナイロンの袋に空気を取ってきます。それを持って帰って機械にかけて測るんです。精密な機械です。

今、我々が毎週やってます、回らせていただいて北尾さんにも影響ある可能性があるのかなわんで毎週測っておりますが、それは簡易のガスメーター、検知管ではありませんが、ガスメーターで測っている。

先ほど私がちょっと提案させていただいたのは、ガスをとるのは、空気をとるのは1.2m でやらせて頂いて評価させてもらいますけれども、同時に検知器で低いところも測って、高い数字が出るようやったら、その場合にはそこもとったらどうかなということを示唆させていただきました。そういう話です。

司会：よろしいでしょうか。ほかにご質問、ご意見等ございませんでしょうかよろしいでしょうか。

住民：もう一つ分からんけど、目標達成状況の確認というのね、これをして例えば4回に1回、ちょっと超えたと。でも、平均したら以下やったと。そのとき、ここでは平均値で評価すると。超えたときはどういうふうに考えるんですか。何か曖昧で分かりにくい。

主任技師：これは、その実施計画に提出するに当たって評価方法をこうしますという話でして、もちろん超過している部分については、例えば以前から超過してたらというところあるんですけども、何らかそこが異常な増加でしたら、やはり目的をしっかりと確認していく必要はあると思いますし、その異常かどうかにかかわらず、超過しているものも、していないものも含めてにはなってくるんですけども、やはりその目標達成状況の確認はするけれども、それと別に有効性の確認というものは別にありますし、これが、目標達成状況が達成したからって有効性の確認を直接的に縛り付けるものではないですし、しっかりとこういう有効性の確認であったり、もっと広い意味でのモニタリングを継続していきますという意味も含めまし

て、しっかり状況は確認をさせていただくと。継続してのモニタリングになるのか、異常なんで追加の原因確認の調査をやるのかというのは内容にはよるんですけれども、何らかの確認はずっと行っていますというものです。

住民：これは国に出すための目標達成ということなんですか。

主任技師：はい、そうです。

住民：そのためだけやと考えていいんですか。

主任技師：はい。

住民：県のほうは関係ないと。1回でも超えたら超えているんやと、それで私らはいいいんですけど。

主任技師：有効性の確認につきましては、また今後皆様と協議させていただきますし、少なくとも継続して実施というのは安定して下回っていることが確認できるまでですので、安定して下回っているというのは、多分超過してたら言えないと思いますんで、ずっと継続して実施していきますというのは、それはそういうことだろうと思います。

住民：ある程度分かっていたんだけど、確認をさせていただいた。

主任技師：はい。

司会：よろしいでしょうか。

室長：ご意見、ありがとうございます。このモニタリングにつきましては、今、〇〇さんからも御質問ありましたが、実施計画に国のほうに出していく、今回の目標が達成できたかどうかということを出していく、このモニタリングにつきましては今日説明させていただいた内容でございます。

例えば、ガスの関係、先ほど〇〇さんからもございましたし、もうちょっと低いところでとか、それからその他もご意見ございましたけれども、そのあたりについては、小形が申しあげましたように、5年後を目途に有効性の確認というタイミングがございます。これにつきましては、冒頭で申しあげましたように、いろんなしっかりした調査もやって確認をしたいというご意見もいただいておりますので、一番最初に申しあげましたように、この内容については、またいろいろ御意見いただいて、しっかりお話し合いをさせていただきたいと思います。

ただ、工事も終わっていく中で、国へ報告していくモニタリングはやっていけないといけないという部分がございますので、今日いただいたご意見はご意見としていただいたとして、内容につきましてはできましたらご了解いただいたということで進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

では、すみません。ありがとうございます。国への報告につきましては、今申し上げたようなことでさせていただいて、また変更等ございましたらご相談をさせていただくということにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

司会：それでは、次の議題に移らせていただきます。続きまして、議事 5、当面の敷地管理計画につきましてご説明致します。

主査：すみません。最後、資料 5 について説明させていただきます。今年度より工事の担当しております駒井と申します。よろしく申し上げます。

それでは、工事完了後の当面の敷地管理についてとしまして、前回 9 月の協議会のほうでは、今後の予定などにつきましてご説明させていただいたところがございます。今回は点検の種類など、現時点で整理した内容につきまして説明していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まずは、資料の 1 枚目なんですけれども、こちらは前回と同様の資料でございまして、工事完了後は先ほどの説明ありましたモニタリングとあわせまして、施設の維持管理につきましても実施していく必要があるというふうにお話しさせていただきました。当面の敷地管理につきましては、工事完了後から工事の有効性を確認させていただく期間までの計画としまして整理していきたいというふうに説明させていただきました。

続いて、めくっていただきまして資料 2 ページ目でございます。2 ページ目は施設の維持管理について点検、維持管理、補修につきまして、何をして行くのかというのを記載させて頂いています。

まず点検では、各施設の状態について定期的な確認を実施していきます。

続いて維持管理では、各施設の機能が支障なく発揮できるように定期的な維持管理を実施していきます。

最後に、補修につきましては、点検結果により補修対策の必要性を確認し、対応実施していきたいというふうに考えてございます。

続いて、まず点検についてなんですが、点検の種類別に日常点検、定期点検、臨時点検、詳細点検というふうに分類をしまして整理させて頂いています。

まず日常点検につきましては、基本的に目視による施設の異常の有無について確認しようと考えています。現在、外部委託によりまして、水処理施設の維持管理業者さんが原則月曜から土曜日まで点検しておりまして、工事完了後につきましては、週 1 回を目安に県職員のほうで点検を実施し

ていこうというふうに考えてございます。

次に定期点検につきましては、年 1 回外部委託によりまして、目視点検に加えて計測等により施設の状態を確認するとともに、損傷状況によって補修必要性を検討し、補修方法を検討していこうというふうに考えてございます。

臨時点検におきましては、異常気象発生時に県職員のほうで施設の異常の有無について目視により確認していきたいと考えてございます。異常発生時におきましては、詳細点検としまして外部委託しました専門業者によりまして詳細な点検を実施していこうというふうに考えてございます。

次に資料の 3 ページ目でございますが、こちらは管理対象施設としまして、覆土であったり雨水の排水路であったり、地上から見えているものと遮水工とかで整備しました地下にあるため目視で見れないものにつきまして整理させていただきます。それぞれの点検内容等につきましては、これから説明していきたいと考えてございます。

まず、地上構造物の水処理施設についてですが、現在外部委託にて業務を実施中でございますので、主な業務の内容についてご紹介させていただきます。

運転操作監視業務におきましては、水処理施設の各種運転操作や調査及び監視を行ってございます。こちらは原則月曜日から土曜日までで、半日ほど常駐しておりまして、機器の調整、運転状況の確認、記録等を実施しております。

次に、保守点検業務では、日常点検で各機器の異音、破損の有無などをチェックしたり、定期的には各機器の校正を行っております。また、故障警報などの異常発生時の臨時点検もあわせて実施しております。

そのほかの業務として消耗品や補修材等の物品管理などもあわせて実施しております。

また、資料 3 で説明のありました水質の分析業務をあわせて同一業者で実施しております。

次に資料の 4 ページ目がございますが、覆土やアスファルト舗装、キャンピングシート等で整備しますキャッピング工につきましては。機能としましては地表面からの雨水の地下浸透を抑制し、浸透水量の低減を図るようにしております。

日常点検におきましては、覆土上のくぼみであったり、シートの膨らみがないか、舗装のひび割れがないか、シートのめくれがないか、草の繁茂状況とかにつきまして確認していきます。

定期点検におきましては、高さ関係について定点観測による変状の有無や損傷状況や劣化状況についても確認したいと考えております。

続いて、側溝や柵といった雨水排水路についてです。場内に降った雨水を速やかに集めて下流へ放流する機能を持ってございます。

日常点検においては、側溝や柵などの構造物に損傷がないか、整備箇所

のくぼみがないか、土砂や落ち葉などの堆積物がないかなどを点検してきます。

定期点検におきましては、側溝など設置箇所の高さ関係につきまして、定点観測による変状の有無や、ひび割れや劣化状況につきまして確認していきたいと考えてございます。

次に、資料の 5 ページ目ですが、洪水調整池についてです。

まだ整備中ですのでイメージはなかなか分かりにくいと思いますが、遮水シートや底部の張りコンクリート、写真のオリフィスタワーで構成する調整池で、場内に降った雨水を一時的に貯留し、安全に下流へ放流する機能を持っています。

日常点検においては、先ほどのキャンピング工同様に、くぼみやシートの膨らみがないか、また先ほどの雨水排水路同様に堆積物の有無について確認していきます。

定期点検においては、ほかの構造物同様に高さ関係について定点観測にある変状の有無などを確認していきます。

また、その他の地上構造物としまして通気管やフェンス、モニタリング井戸などがあります。これらもほかの構造物同様にくぼみや損傷の有無について確認していく予定です。

次に資料の 6 ページ目ですが、浸透水の地下水帯水層への流出防止を図るために整備した底面・側面遮水や鉛直遮水といった遮水工についてです。

ここからは地下構造物となりますので、地上から目視による確認が可能なものになるため、モニタリング計画による実施で確認してきたいと考えております。

遮水工内外での水質や水位をモニタリングすることで、遮水工が機能しているか確認していきます。

次に、浸透水貯留層や揚水ピット、底面排水管についてです。こちらもモニタリング計画による実施で確認していきたいと考えてございます。

雨水に対する揚水量の関係や水位のモニタリングにより機能しているか確認していきます。

最後の資料 7 ページ目ですが、その他としまして過去に説明しております鉛含有廃棄物土についてです。

こちらは埋め戻した位置情報を記録管理するとともに、覆土等でキャンピングしておりますので、キャンピング工のところで記載しました点検を実施していく予定です。

最後になりますが、補修・維持管理について表にて整理しています。

表の上三つについては、維持管理の内容を記載しております。

まず、水処理施設では、現在も実施中ですので、先ほど紹介した内容で、今後も点検保守を続けていきます。

次に、平面部や管理通路沿いについて除草を実施する予定です。基本的な実施頻度や実施時期については今後検討していく予定です。

また、洪水調整池や雨水排水路の清掃・堆積物の除去についても実施する予定です。堆積状況にもよりますが、一定の実施頻度を決めていくつもりです。

最後のその他については、補修対応についてです。点検結果により補修対策の必要性を確認し、緊急に対応する場合や、経過観察として計画的に補修を行うというような対応で考えています。

資料5の説明としては以上となります。

司会：ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いいたします。どうぞ。

住民：私の親は、プラスチック配管の工事をやっていたんですけど、一番怖いのは凍結なんです。昔、私の家の中で-7℃になって、家の中の配管が割れて、台所がすっかり水で浸かったということもあって、周りもそこら中、凍結しました。あのときは断水までしました。そういうことを考えると、点検のときに凍結のことを考えた、ちょっと、対策というか、それを考えるべきではないのかなど。

例えば、ここには月曜日から土曜日と書いてますけど、日曜日は誰もいないとなってくると、その間中、破裂してばあっと吹き出したりというような状況になったりする可能性があるんで、そこら辺はどのように考えておられるかちょっと。

主任技師：そしたら、私が答えさせていただきます。

水処理施設については今も稼働しておるものになるんですけども、今につきましても、やはり低温なったときに凍結するおそれがある日というのがあるとは思いますが、それについては維持管理業者のほうでそれ判断いたしまして、水が停滞しないように流し続けるであったりとか、そういうような対応をさせて頂いております。

日曜日があくということについても、そういう低温の日が日曜にかぶる日というのを予想がされる日については、常駐する日をちょっと振り替えるなどして、低温になる日に常駐してないことがないようにという形で対応させて頂いているところでもあります。

司会：よろしいでしょうか。はい。

ほかに、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。どうぞ。

住民：まず簡単な話としては、我々に対する情報提供のあり方をどのように考えているか、もし異常が見つかったときの場合ですね。例えば、雷で水処理施設が稼働しなくなったとか、そういったときにはどういう形で緊急の場合連絡があるのか、あるいは通常点検での情報はどういうふうに関示さ

れるのかということをお教えくださいというのが1点目です。

2点目は、工事が終わった後の施設管理については、改めて住民側と協定を結ぶお考えですか、それともここでの話し合いで了解を得たという形で進めていく予定ですか、それについて教えてください。

主査：まず、1点目の公表についてなんですけれども、具体的にどうしていくというのはちょっとまだ検討はしておりませんので、こういった場できっちり管理の点検状況とかを報告させていただくという方法と、また緊急的に何か見つかったら、また自治会長さんとかにアナウンスさせていただくといった対応であったり、またホームページとか今工事情報等も載せておりますので、そういった対応をしていくのかなというふうに今現時点では考えてございます。

住民：その辺はまだ考えている段階なんですか。

主査：そうですね。まだちょっと具体的にこうしますというのは整理はしておりませんので。

住民：今日はちょっと頭出しと考えていいの、今日の提案は。

主査：今日は点検のどちらかという内容とか、その頻度とかそういったのを提案させていただいて、その報告の仕方とかにつきましては、また今後検討させていただきたいなど。

住民：今日はこれで納得したというわけではなくて、今日の議論を踏まえて確定案をつくっていくという考え方なんですね。

主査：そうです。

住民：はい、分かりました。2番目の点、お願いします。

室長：今の情報提供も今までどおり、今までも工事情報とか出させていただいていますし、必要な情報は出させていただくようにしておりますので、今後も何かあった時にはすぐお知らせをすると、そういうスタンスでやっていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

2点目ですね。敷地管理とおっしゃいましたけど、冒頭おっしゃっていた跡地の関係とかも含まれるのかもしれませんけども、今後の協定とかどうしていくのかと、そういうご質問だと思います。まず、順を追っていきますと、現在、今工事をやってるので工事をとにかく終わっていくと。それから、今日も話がありましたけど、モニタリングをして国への報告もし

ていく。そして、5年後をめどにということで、工事を終わって5年後をめどに、どういうふうにして皆様方の了解をいただくかというのがありますけれども、その5年後をめどに向けていろいろモニタリングとかやっていかないといけないと思ってます。

ここをどう利用していくかとかそういったことにつきましても、まずはちゃんとこの工事が有効に機能しているかどうかというのを確認した上でしていくことになろうと思っております。その後につきましても、今日、ご説明しましたけれども、元々の協定書で浸透水が安定した状態になるまではモニタリングするというようなことがございましたので、かなり長い先の話になってくるのかなということもございます。

協定書を結ぶかということにつきましては、今の二次対策工事の協定書は、基本的に工事を行っていくに当たっての協定書ということになりますので、その先につきましても今はっきりちょっと申し上げられないですけども、何らかの形で皆様方との協定といいますか、お約束が必要なのかなという話を今こちらのほうとしてもしかけている、そういった状況でございます。これにつきましては、また皆様のご意見頂きながら、5年先以降、どうしていくのかということにつきまして、こちらも考えていきたいというふうに今現在のところ思っております。

以上です。

司会：はい、よろしいでしょうか。ほかご質問、ご意見等ございますでしょうか。

はい、よろしいでしょうか。それでは、この議事5につきましては、ここまでとさせていただきます。

これで予定の議題は全て終了いたしました。ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい。それでは、ご意見等ございませんので、以上をもちまして第31回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了いたします。

なお、次回の開催につきましては、来年2020年2月中旬頃を予定しております。次回もどうぞよろしく願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。